

県産品の利活用に係る取組について

和歌山県中小企業振興条例が平成25年12月26日に施行されました。その中で、県の責務として、「紀州の地酒等の県産品の利活用に率先して取り組む」ことや、「工事の発注、物品の調達及び役務の調達に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努める」ことが規定されています。（和歌山県中小企業振興条例 第4条第4項）

その趣旨を踏まえ、和歌山県として、『物品の購入にあたり県産品を優先して調達する制度』を新たに創設し、平成26年4月から調達を開始する他、県産品の利活用に向けた様々な取組を推進してまいります。

【参考】

和歌山県中小企業振興条例 第4条第4項

県は、その主催する行事等において、中小企業者が供給する紀州の地酒等の県産品の利活用に率先して取り組むほか、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

具体的な取組内容

1. 公共調達

(1) 物品の購入における県産品活用の取組(新たに実施)

◇県産品の登録制度を設け、登録県産品一覧表を作成

・県内の工場等で製造又は加工した製品で、一定の要件を満たすものを登録県産品として県内事業者から募集し、一覧表を作成します。

※登録県産品とは

- ① 県内で生産された素材が3分の2以上を占める製品であること
- ② ①に該当しない製品であって、県内で生産された素材以外の素材をその原料または材料の全部または一部として、これに実質的な変更を加えるものとして別に定める加工または製造により生産された製品であること

◇簡易公開入札(予定価格が160万円以下のもの)では価格差1.1倍以内は登録県産品を優先調達

・登録県産品の見積額と、同等品の見積額とを比較して、価格差が1.1倍以内なら登録県産品を優先調達します。【全国初】

◇一般競争入札でも登録県産品の優先調達に努める

・一般競争入札で物品を調達する場合にも、登録県産品一覧表からの調達を検討し、県産品の優先調達に努めます。

(2) その他の役務の調達における県産品活用の取組(新たに実施)

◇業務実施時に県産品資材の活用を推奨

- ・県産品資材を活用できる業務(看板やノベルティの制作等)には、仕様書にその活用の推奨を記載して発注します。
- ・例えば、看板の資材に紀州材を利用すること等が考えられます。

(3) 建設工事における県産品活用の取組(実施済み)

◇県産品建設資材等の優先使用の努力義務を規定

- ・県が発注する工事では、県産品建設資材等を優先使用する努力を請負業者に求めています。

◇県産品建設資材の積極使用を評価(工事成績評定、総合評価落札方式)

- ・県が発注する工事で、県産品建設資材を積極的に使用した場合には、その工事の成績評定で加点評価しています。
- ・また、総合評価落札方式で請負業者を決める場合には、その工事に県産品建設資材等を積極使用すると提案した業者や、過去の工事で県産品建設資材等の積極使用が評価されている業者に対して、加点評価しています。

(4) 建設工事に係る委託業務における県産品活用の取組(実施済み)

◇設計段階で県産品建設資材使用の検討を義務付け

- ・県が発注する業務の請負業者に、設計における工法等の選定に際して、県産品建設資材等を積極的に使用するための検討を義務付けています。
- ・設計段階から検討することで、実際の工事で県産品建設資材等活用出来る可能性が高まります。

〈参考〉 公共調達における県産品の優先使用・優先調達の全体概要

<p style="text-align: center;">建設工事</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 県産品建設資材等の優先使用の努力義務を規定✓ 県産品建設資材の積極使用を評価(工事成績評定、総合評価落札方式)	<p style="text-align: center;">建設工事に係る委託業務</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 設計段階で県産品建設資材使用の検討を義務付け
<p style="text-align: center;">物品の購入</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 県産品の登録制度を設け、登録県産品一覧表を作成✓ 簡易公開入札では価格差1.1倍以内は登録県産品を優先調達【全国初】✓ 一般競争入札でも登録県産品の優先調達に努める	<p style="text-align: center;">その他の役務</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 業務実施時に県産品資材の活用を推奨

2. 県が主催する行事における県産品の活用

(1) 会議等でお茶や水を提供する場合は、県産品を使用します。(新たに実施)

◇県が主催する会議、委員会、審議会等において、ペットボトルのお茶や水を出す場合には、県産品を使用します。

(2) 乾杯を行う場合は、紀州の地酒等を使用します。(新たに実施)

◇県が主催する行事で乾杯を行う場合には、紀州の清酒や梅酒等、県内で生産されたお酒を使用します。ソフトドリンクで乾杯する場合にも、県産品を使用します。

(3) 会議で飲料を提供する代わりに、県産のみかんを提供します。(実施済み)

◇みかんの生産量や価格動向を踏まえ、県が主催する会議でお茶等飲料の代わりに「うんしゅうみかん」を提供します。

3. 関係機関、各種団体、市町村等へ県産品活用推進の働きかけ

(1) 県産品を優先調達・優先使用する取組を推進するよう働きかける。(新たに実施)

◇県の関係機関や各種団体、市町村等における県産品の利活用状況を調査した上、取組の進んでいない団体等に対しては、県と同様に県産品を優先調達・優先使用する取組を推進するよう、説明会の開催や個別に要請するなどして働きかけます。

(2) 乾杯を行う場合は、紀州の地酒等を使用するよう働きかける。(新たに実施)

◇県の関係機関や各種団体、市町村等が主催する、各種大会や懇親会等の行事において乾杯を行う場合にも、出来るだけ紀州の清酒や梅酒等、県内で生産されたお酒を使用するよう、説明会の開催や個別に要請するなどして働きかけるとともに、ホテルなどにも要請してまいります。また、ソフトドリンクで乾杯する場合も同様に、県産品を使用するよう働きかけます。

<お問い合わせ先>

商工観光労働総務課 和佐、大野 TEL:073-441-2725

登録県産品への登録審査申請について

和歌山県においては、県産品の利活用に率先して取り組むとともに、物品の調達に当たっては、県内の中小企業者の皆様の受注機会の増大を図るため、県産品の発注に努めています。

については、平成26年度から平成28年度までの県の集中調達物品の調達において、県内において製造され、又は加工された製品を県が率先して買い入れる物品として登録したいので、次の事項に留意の上、登録審査申請を行ってください。

なお、申請書類の用紙については、申請窓口の総務事務集中課並びにお預かり窓口の各振興局の地域振興部総務県民課(串本地区駐在を含む。)及び警察本部会計課で配布しているほか、様式データを和歌山県のホームページからダウンロードすることもできます。



和歌山県登録県産品募集要項

1 登録県産品の募集について

和歌山県物品調達における県産品登録制度等に関する要綱(平成26年制定。以下「要綱」という。)に基づき、県内に主たる事務所を置く事業者が県内の工場等において製造し、又は加工した製品(製造物)であって、県の集中調達物品の調達において発注が見込めるものを「登録県産品」として募集します。

「登録県産品」については、和歌山県県産品物品優先調達登録台帳に登録し、会計年度ごとにあらかじめ、集中調達物品の調達において簡易公開入札により登録県産品の購入に係る単価契約を締結するなど、県内の中小企業者の受注機会の増大に資することを目的として、他の同類の物品に優先して選定し、その調達を図るものとします。

2 登録審査対象とする県産品

- (1) 登録審査対象とする県産品については、県内に主たる事務所を置く事業者が県内の工場等において製造し、又は加工した製品(製造物)であって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する物品とします。

ア 県内で生産された素材が3分の2以上を占める製品であること。

イ アに該当しない製品であるが、県内で生産された素材以外の素材をその原料又は材料の全部又は一部として使用し、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかの算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品であること。

<付加価値の算定方式>

(ア) 控除方式

(製品価格－非県産材料価格) / 製品価格

(イ) 積み上げ方式

{県産材料価格の合計+生産コスト（労務費、製造・加工経費等）+輸送コスト+利益} / 製品価格

(ウ) 非材料費から割り出す方式

(製品価格-材料費の合計) / 製品価格

◆ 製品の内容について実質的な変更をもたらす行為には、次のような行為は含まれないものとし、そのような行為のみで県内で生産されるものについては、イにおいて県内での製造又は加工により生産された製品としては、取り扱わないものとする。

a 商品にラベルを付け、その他表示を施すこと。

b 商品を容器に詰め、又は包装すること。

c 商品を単に詰め合わせ、又は組み合わせること。

d 簡単な部品の組立をすること。

e 単なる切断

f 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為

g 単なる混合

(2) (1)のいずれかの要件に該当する物品であるか審査し、該当する物品については、次に掲げる全ての要件を満たしているものとして、県の集中調達物品の調達において発注が見込める物品であるか調査し、審査します。

ア 申請の時点で製品の販売を開始してから概ね1年以上のものであること。

イ J I S規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているものであること。

ウ 特許権等の権利に関する問題が生じていないものであること。

エ 公序良俗に反せず、法令、条例、規則等で製造、販売等が禁止されていないものであること。

3 登録審査申請者

登録審査を申請できる者は、申請する県産品について製造し、若しくは加工し、又はその販売等に携わる事業者とします。また、当該事業者は、県内に申請する県産品についての製造若しくは加工の拠点(工場、作業所等)を設け、又は県内にその販売等の拠点(営業所、販売所等)を設けている者としてします。

なお、販売等に携わる事業者にあつては、あらかじめ当該申請について、その県産品を製造し、又は加工している事業者(製造業者)の了承及び協力を得てください。

また、申請者は、1回の申請で複数の県産品について申請することができます。その場合には、製品ごとに申請書を作成してください。申請書の内容についてその物品の名称ごとに区分して記入し、添付書類についても分かりやすく整理して編さんしてください。

4 申請の受付期間

平成26年2月17日(月)から平成26年3月10日(月)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとします。

5 申請の受付時間

午前9時30分から午後5時15分までとします。

6 申請窓口

申請書類（申請書及びその添付書類）の申請窓口は、総務事務集中課とします。

申請書類は、申請窓口の総務事務集中課へ直接提出し、又はお預かり窓口の各振興局の地域振興部総務県民課（串本地区駐在を含む。）及び警察本部会計課を經由して提出してください。

また、直接持参の外、申請窓口の総務事務集中課あての郵送により提出することができるものとします。この場合には、受付期間の最終日（平成26年3月10日）までの消印有効とします。

7 申請に必要な書類

- (1) 和歌山県登録県産品に係る登録審査申請書（別記第1号様式）
- (2) 県産品の写真、販売用カタログ、パンフレット等
- (3) 県産品の使用・活用方法等について説明する書類
- (4) 県産品について1年以上の販売実績があることを示す書類（契約書、納品控え書等の写し）
- (5) 県産品の製品価格（製造業者が算定する標準売出し価格）について説明する書類
- (6) 県産品の素材の構成及び製造（加工）の内容について説明する書類
- (7) その他2の(1)のA又はイの要件に該当する物品であることを示す資料

申請は、複数の県産品について行うことができます。その場合は、1つの県産品につき1つの申請書を作成してください。

なお、審査に必要な範囲において、追加の説明書類、資料等の提出を求める場合があります。

8 申請書の記入方法について

和歌山県登録県産品に係る登録審査申請書（別記第1号様式）は、「鑑」の部分（受付印欄）を設けている部分、「登録県産品に関する調書」の部分及び「県産品該当についての計算表」の部分で構成されています。

「県産品該当についての計算表」は、別記計算表1、別記計算表2、別記計算表3又は別記計算表4のいずれか（該当する表のみ）を作成して提出してください。

(1) 「鑑」の部分について

ア 「品目」については、「物品等の調達契約に係る営業種目一覧表」（参照別表）の「品目（例示）」欄等を参考にして、適宜、物品の用途について区分する一般的な名称で記入してください。

イ 同一の品目において、規格等の一部が相違しているものを一組の申請物品とする場合には、それらの名称を一つに取りまとめ、製品コード番号でその種類（申請する型式の数）を示して記入してください。

(2) 「登録県産品に関する調書」の部分について

ア 1の(2)の「用途」については、使用・活用方法とそれにより得られる効用や使用・活用の場所、業務等について簡潔に記入してください。

また、県の業務（事務）において特に有用性を発揮すると考えるものについては、必ず併記願います。

イ 2の「規格等」については、その品目に応じて、購入選定において基本となる項目について、長さ、大きさ、重さ、材質、色等の形状、処理容量、処理項目、処理速度等の能力などを、それらを示す数値、番号、符号等により、簡潔にとりまとめて適宜編さんの上、記入してください。

規格等の一部が相違しているものを一つの物品名称で取りまとめ、「鑑」の部分において製品コード番号でその種類を示している場合には、その型式ごとの相違が分かるように整理して記入してください。

ウ 3の「素材及び製造方法」及び4の「製品価格」については、公表してもよいものとして、簡潔に記入してください。

エ 4の「製品価格」の「単称」については、単価契約における最小納入単位を考慮したものとしてください。

オ 5の「県産品該当」については、(1)及び(2)の□への○印で記入してください。

カ 6の「取扱い販売店」は、県が当該製品を調達するに当たって参考とするため、できるだけ複数記載してください。

キ 7の「添付書類」については、簡潔に要点について説明できるよう、適宜編さん願います。

(3) 「県産品該当についての計算表」の部分について

ア 別記計算表1について

(ア) 「県内の素材」と「県外の素材」の割合については、「重さ(質量)」又は「体積」のいずれかにより算定することとするので、いずれかを選択してください。

(イ) 1の「県内の素材」欄については、微細なものを除きできるだけ多く記入してください。

(ウ) 2の「製造の主な内容」については、できるだけ製造工程順に、主な製造工程項目の名称を列挙してください。

(エ) 申請者が当該申請物品(製品)の製造業者でない場合には、下部の囲み欄でその製造業者の方から計算表の内容について相違ない旨の証明をいただってください。

イ 別記計算表2、別記計算表3及び別記計算表4について

(ア) 「県内生産での付加価値」の算定については、「1年間の製造分」、「製造単位分」又は「1個当たりの製造単価分」のいずれかにより算定することとするので、いずれかを選択してください。

(イ) 「県産材料」については、微細なものを除きできるだけ多く記入してください。

(ウ) 2の「製造の主な内容」については、できるだけ製造工程順に、主な製造工程項目の名称を列挙してください。

(エ) 申請者が当該申請物品(製品)の製造業者でない場合には、下部の囲み欄でその製造業者の方から計算表の内容について相違ない旨の証明をいただってください。

9 審査結果の通知

審査の結果については、平成26年3月下旬までに文書により申請者あて通知する予定です。

申請のあった県産品について、登録県産品として認めて和歌山県県産品物品優先調達

登録台帳に登録したときは、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表します。

10 登録の有効期間

今回の登録審査申請により和歌山県県産品物品優先調達登録台帳に登録された場合の登録有効期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間となります。

11 登録の取消し

知事は、次の事由のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができます。

- (1) 登録県産品が登録の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 申請者から生産の中止等の理由により登録の取消しの申出があったとき。
- (3) その他知事が登録県産品として適当でないと認めたとき。

登録を取り消したときは、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表します。

12 その他

登録県産品については、県の集中調達物品の調達において簡易公開入札により購入に係る単価契約を締結するなど、他の同類の物品に優先して選定し、その調達を図ります。申請者が自動的に県と単価契約等を締結する制度ではありませんので御理解をお願いします。

また、調達に当たっては、関係歳出予算の範囲内において、庁内各課室の需要に基づき発注するものでありますので、会計年度によっては単価契約を締結しても発注のない登録県産品が発生する場合がありますので御留意願います。

13 問い合わせ先

<申請窓口>

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2293 (直通)

FAX 073-441-2288

和歌山県登録県産品に係る登録審査申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 〈区 分〉 ● 製造(加工)事業者(直接の販売等も行う者) ● 製造(加工)事業者(直接の販売等は行わない者) ● 販売等事業者 (いずれかを○で囲むこと。)	主たる事務所の所在地 (個人事業者は住所も記入)	〒 ー	
	(ふりがな) 名称 (個人事業者は、商号、屋号等を記入)	(〒 ー)	
	(ふりがな) 代表者の職氏名 (個人事業者は、その者の氏名)	印	
	電話番号	()	
	F A X 番号	()	
	記載担当者	〈所属〉 〈職・氏名〉	〈電話番号〉 〈FAX番号〉 〈メールアドレス〉
下記の物品(製品)について、和歌山県県産品物品優先調達台帳に登録したいので、和歌山県物品調達における県産品登録制度等に関する要綱(平成25年制定)第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。 また、この申請書及び関係書類のすべての記載は、事実と相違ないことを誓約します。 <p style="text-align: center;">記</p>			
申請物品 ※ 〈区 分〉 ● 消耗品 ● 備品	(1) 名称 <p style="text-align: center;">〈品目 : 〉</p> (2) 製品コード番号(製造業者が設定しているもの) (3) 製造業者(名称及びその主たる事務所の所在地) (4) 製造場所(工場及びその所在地)		
(注) 1 法人事業者の「主たる事務所」が法人登記と異なる場合及び個人事業者の「住所」が住民票と異なる場合には、その旨を注記すること。 2 ※の欄には、記入しないこと。		受付番号 ※ 登録番号 ※ 物品コード番号 ※	受付印 ※

登録県産品に関する調書

申請物品の名称： _____

申請者（名称）： _____

1 申請物品の用途について

- (1) 品目

- (2) 用途

- (3) 使用・活用対象業務（事務）

2 申請物品の規格等について

3 申請物品の素材及び製造方法について

(1) 素材の概要

〈素材の調達方法： _____ 〉

(2) 製造方法の概要

〈施設・設備の内容： _____ 〉

〈製造従事者数： _____ 人〉

4 申請物品の製品価格（製造業者が算定する標準売出し価格）について

@ _____ 円／ _____ （単称）

〈単称当たりの構成数量： _____ 〉

記載例： 1箱＝○個入り {1個：△本組×□セット}

5 申請物品の県産品該当について

(1) { 次の4項目のいずれか該当するものに、 へ○印を付して下さい。 }

申請物品は、県内で生産された素材が3分の2以上を占める製品である。
別記計算表1のとおり

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「控除方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。
別記計算表2のとおり

- 申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「積み上げ方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

別記計算表3のとおり

- 申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「非材料費から割り出す方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

別記計算表4のとおり

(2) { 次のア～エの全ての要件を満たしている場合には、へ○印を付して下さい。}

- また、申請物品は、次のア～エの全ての要件を満たしている。
- ア 申請の時点で製品の販売を開始してから概ね1年以上のものであること。
 - イ JIS規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているものであること。
 - ウ 特許権等の権利に関する問題が生じていないものであること。
 - エ 公序良俗に反せず、法令、条例、規則等で製造、販売等が禁止されていないものであること。

6 申請物品の取扱い販売店について

申請物品について販売、納品等ができる県内に営業所、販売所等を設けている事業者について記入してください。その事業者の「事業者の名称及びその主たる事業所の所在地、県内の営業所等の名称及び所在地」を明記してください。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

7 添付書類について

- (1) 県産品の写真、販売用カタログ、パンフレット等
- (2) 県産品の使用・活用方法等について説明する書類
- (3) 県産品について1年以上の販売実績があることを示す書類（契約書、納品控え書等の写し）
- (4) 県産品の製品価格（製造業者が算定する標準売出し価格）について説明する書類
- (5) 県産品の素材の構成及び製造（加工）の内容について説明する書類

県産品該当についての計算表

申請物品の名称：

申請者（名称）：

申請物品（製品）は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{重さ} \\ \text{体積} \end{array} \right\}$ において、県内で生産された素材が3分の2以上を占める製品である。

1 申請物品（製品）の素材の内容について

素材の生産場所	素材の名称	素材の製造元（納入元） <small>（県内の素材については、できるだけ多く記入してください。）</small>		割合（%）
		名 称	所在地	
県内の素材				
県外の素材	（主なもの）	/	/	
	（主なもの）	/	/	
	その他の素材	/	/	
合 計				100

県内の素材の割合（計）	%
-------------	---

* 県内の素材についての配合状況や県内の素材であることを示す資料を添付してください。

2 申請物品（製品）の製造場所及び製造の内容について

製造業者（名称及びその主たる事務所の所在地）

製造場所（工場名及びその所在地）

製造の主な内容（製造工程項目名）

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品（製品）の製造業者の証明（記名押印）を受けてください。

申請物品（製品）の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品（製品）の製造業者
 （名称及び主たる事務所の所在地）
 （代表者の職氏名）

印

県産品該当についての計算表

申請物品の名称：

申請者（名称）：

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「控除方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

これについては、下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{ア その製品の直近の1年間の製造分} \\ \text{イ その製品の直近の製造単位分} \\ \text{ウ その製品の直近の1個当たりの製造単価分} \end{array} \right\}$ の数値から算定される。

1 申請物品(製品)の県内生産での付加価値について

・「控除方式」の算定方式：(製品価格－非県産材料価格)／製品価格

$$\left\{ \left(\frac{\text{円 (A)} - \text{円 (B)}}{\text{円 (A)}} \right) \times 100 = \text{円 (C)} \% \right.$$

・ 製品価格 円 (A)

・ 非県産材料価格の内訳

材料の名称(非県産材料)	価格(円)
(主なもの)	
(主なもの)	
その他の非県産材料	
非県産材料価格〈計〉	(B)

県内生産での付加価値	% (C)
------------	-------

* 製品価格及び非県産材料価格について示す資料を添付してください。

2 申請物品(製品)の製造場所及び製造の内容について

製造業者(名称及びその主たる事務所の所在地)

製造場所(工場名及びその所在地)

製造の主な内容(製造工程項目名)

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品(製品)の製造業者の証明(記名押印)を受けてください。

申請物品(製品)の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品(製品)の製造業者
(名称及び主たる事務所の所在地)
(代表者の職氏名)

印

県産品該当についての計算表

申請物品の名称：
 申請者（名称）：

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「非材料費から割り出す方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された物品である。

これについては、下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{ア その製品の直近の1年間の製造分} \\ \text{イ その製品の直近の製造単位分} \\ \text{ウ その製品の直近の1個当たりの製造単価分} \end{array} \right\}$ の数値から算定される。

1 申請物品(製品)の県内生産での付加価値について

・「非材料費から割り出す方式」の算定方式：「(製品価格－材料費の合計)／製品価格」

$$\left(\frac{\text{円 (A)} - \text{円 (B)}}{\text{円 (A)}} \times 100 = \text{％ (C)} \right)$$

・製品価格 _____ 円 (A)

・材料費の内訳

材料の名称	価格(円)
(主なもの)	
(主なもの)	
その他の材料	
材料費(計)	(B)
県内生産での付加価値	％ (C)

* 製品価格及び材料費について示す資料を添付してください。

2 申請物品(製品)の製造場所及び製造の内容について

製造業者(名称及びその主たる事務所の所在地)

製造場所(工場名及びその所在地)

製造の主な内容(製造工程項目名)

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品(製品)の製造業者の証明(記名押印)を受けてください。

申請物品(製品)の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品(製品)の製造業者
 (名称及び主たる事務所の所在地)
 (代表者の職氏名)

印

物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

営業種目番号	営業種目名	県が調達する物品等の種類（品目等）例示
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品（画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等）、事務用機械器具類（一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。）等
2	用紙類	上質紙、中質紙、中質紙（再生紙）、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	PPC用紙、PPC用紙（再生紙）、湿式、乾式等
4	情報処理用機器	パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等
5	事務用機器	複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP等
6	印章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	USBメモリ、磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム（再生紙）、フィルター、フロッピーディスク等
8	楽器	和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運動用品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミシン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額縁・画材	各種額縁、画材等
15	写真機	カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム（医療用を除く。）等
16	什器	鋼製什器（書庫類、更衣箱、机、椅子等）、木製什器（応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等）、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等

17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等
18	荒物雑貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレトペーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等
21	繊維製品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
22	寝具	布団、毛布、敷布等
23	ベッド	一般用ベッド、医療用ベッド
24	帽子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋（革、ゴム、ビニール）等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染め物等
28	家庭用電気機器	映像・音響機器（テレビ、ビデオ、ステレオ等）、空調関係機器（エアコン、クーラー等（ガス含む。）、暖房関係機器（ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等（ガス含む。））家事・調理機器（冷蔵庫、洗濯機、レンジ等）、電球等照明・配線関係機具等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車（フォークリフト等）、電気自動車等
30	自動車部品	自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品（修理含む。）、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検・法定点検（工場認証、認定、指定を受けた者に限る。）、自動車板金・塗装等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品及び修理等
33	船舶・航空機	船舶（総トン数20トン未満）、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機部品・機材及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LPガス（許可業者に限る。）、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス（医・理・工業用を含む。）、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等

36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等
37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・ <small>じんあい</small> 塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、 <small>じん</small> 汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等 (プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート	生コンクリート (プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材	セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塀、ブロック等
48	木材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鑄鉄管、ビニール管、電線等
50	建築金物	建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス(机上ガラスを除く。)等
51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等

54	医療用機械器具	生体検査機器（心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等） 検体検査用機器（血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等）、治療用機器（人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等）、放射線関連機器（X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等）、手術関連機器（麻酔、消毒含む。）、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 （必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。）
55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 （必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。）
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 （医療用器具及び局方品を扱う者については、必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。）
57	医療用フィルム	X線フィルム（現像用材料含む。）等 （必要な届出等を行っていること。）
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 （必要な届出等を行っていること。）
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭（再生を含む。）、流出油処理剤等 （毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。）
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器（薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。）その他消防・防災用品（非常用備蓄食料等も含む。）、遮熱フィルム等
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品
62	百貨店	全品目
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	軽印刷・オフセット印刷	タイプオフ、タイプ謄写、タイプ印書
68	フォーム印刷	連続伝票用紙、OCR・OMR伝票用紙、帳票類、通知書類
69	特殊印刷	グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、カレンダー、手帳

70	複写業務	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作（原図作成から印刷までを含む。）、住居表示案内図
72	製本	製本、表装
73	クリーニング	椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 （必要な届出等を行っていること。）
74	清掃用品取り替え	化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図書	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買受け	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用品買受け （必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。）

受付場所等一覧

調達業務を所掌の機関	申請書類受付場所	調達の区分及び管轄区域
会計局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2293	県庁総務事務集中課 物品班	一般競争入札に係る調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会事務局及び和歌山市、海南市、海草郡に所在する県の出先機関等の調達
警察本部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部会計課用度係 (警察本部別館1階)	警察本部の調達(一般競争入札に係る調達を含む。)
海草振興局地域振興部総務県民課 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-3436	県庁南別館 海草振興局 地域振興部総務県民課	
那賀振興局地域振興部総務県民課 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005	那賀総合庁舎内 那賀振興局 地域振興部総務県民課	岩出市及び紀の川市に所在する県の地方機関等の調達
伊都振興局地域振興部総務県民課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-5004	伊都総合庁舎内 伊都振興局 地域振興部総務県民課	橋本市及び伊都郡に所在する県の地方機関等の調達
有田振興局地域振興部総務県民課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田総合庁舎内 有田振興局 地域振興部総務県民課	有田市及び有田郡に所在する県の地方機関等の調達
日高振興局地域振興部総務県民課 〒644-0011 御坊市湯川財部651 TEL 0738-24-2904	日高総合庁舎内 日高振興局 地域振興部総務県民課	御坊市及び日高郡に所在する県の地方機関等の調達
西牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	西牟婁総合庁舎内 西牟婁振興局 地域振興部総務県民課	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	東牟婁総合庁舎内 東牟婁振興局 地域振興部総務県民課	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 串本地区駐在 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491番地 TEL 0735-62-0412	東牟婁振興局 串本建設部建物内 東牟婁振興局 地域振興部総務県民課 串本地区駐在	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の地方機関等の調達